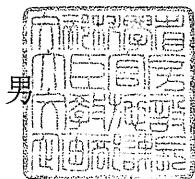




28施企第15号
平成28年10月12日

熊本県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房長文教施設企画部施設企画課長
山川 昌



平成28年熊本地震に係る実施設計及び工事監理の取扱いについて

公立学校施設災害復旧事業の調査については、「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」（昭和59年9月7日付け文教施第72号文部省教育助成局長裁定）等により行っているところであるが、平成28年熊本地震による甚大な被害の発生状況に鑑み被災施設の早期復旧を図るため、平成28年熊本地震の災害復旧に限り別紙のとおり取り扱うこととします。

なお、事務処理に遺漏のないよう、域内の市町村教育委員会に対しても通知していただきようお願いします。

(問い合わせ先)
施設企画課防災推進室災害復旧係
田仲・安達
電話 03-6734-3036
FAX 03-6734-3689
E-mail ketanaka@mext.go.jp (田仲)
tadachi@mext.go.jp (安達)

平成28年熊本地震に係る実施設計及び工事監理の取扱いについて

平成28年熊本地震に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領(昭和59年9月7日付け文教施第72号文部省教育助成局長裁定。以下「調査要領」という。)の取扱いについては、以下によるものとし、対象地域は熊本県及び大分県とする。

「調査要領」の取扱いについて

- ① 第9第3項「単価」(2)の取扱いについて、現地の状況に鑑み、これにより難い場合は、下記によることができるものとする。

○建物補修復旧及び土地復旧の実施設計

建物補修復旧(大規模など)及び土地復旧(法面崩落など)において、現地の被災状況を踏まえ、実施設計を外部に委託せざるを得ない場合には、実施設計(設計に係る調査を含む)に要する経費について、現地適正価格によることができる。

なお、この経費は復旧工事費に含めるものとする。

○建物新築・補修復旧及び土地復旧の工事監理

建物新築・補修復旧(大規模など)及び土地復旧(法面崩落など)において、現地の被災状況を踏まえ、工事監理を外部に委託せざるを得ない場合には、工事監理に要する経費について、現地適正価格によることができる。

なお、この経費は復旧工事費に含めるものとする。